

訪問看護実態調査検討部会 設置要綱

(目的)

第1条 大阪府訪問看護ステーション協会は、大阪府からの委託業務「大阪府訪問看護ステーション実態調査事業（以下「本事業」という）」を円滑に実施するため、以下の訪問看護実態調査検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- 一 大阪府訪問看護実態調査の手法に関すること
- 二 調査票の作成 調査の実施 集計 分析に関すること
- 三 調査結果のとりまとめ
- 四 前各号に掲げるもののほか、本事業に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は委員10人以内で組織し、学識経験その他専門的知見を有する者等のうちから、大阪府訪問看護ステーション協会会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。再任は妨げない。

(委員長)

第4条 部会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会に副委員長を置き、委員長がこれを指名する。
- 3 委員長は会務を総括し、部会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時には議長の決するところによる。
- 3 緊急に決定する必要がある事項について、部会を招集することができないとき又はその審議事項の内容により支障がないときは、委員長の判断により書面または電子メールによる会議を開催することができる。

(作業部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、部会に部会を設けることができる

- 2 部会の構成員は、委員及び委員以外の関係者のうちから、大阪府訪問看護ステーション協会会長が委嘱する。
- 3 部会には部会長を置き、その所掌事項は第2条に準ずるものとする。

(意見の聴取)

第7条 部会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第8条 委員にはその職務を執行するために要する実費を弁償する。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、部会の運営について必要な事項は、部会で協議を行い定めるものとする。

附 則 この要綱は2020年10月19日から施行する。

2023年4月1日 内容一部を改訂

2026年3月12日 委員会から部会へ改組により表記変更